平成２７年度

除雪ドーザ（１８ｔ級、車輪式）レンタル仕様書

【運行記録計（タスクメータ可）、
スノータイヤ（スタッドレスタイヤ）、汎用プラウ、振動抑制装置付】

秋　田　市

除雪ドーザ（１８ｔ級、車輪式）仕様書

概　要

この仕様書は、除雪ドーザ（１８ｔ級、車輪式）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は、運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、または、平成１７年法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」および「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

ただし、継続生産車・輸入車・少数生産車については、平成３年１０月８日付け建設省経機発第２４９号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定され、二次基準値に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については、秋田市長（以下「甲」という。）と物品供給人（以下「乙」という。）が協議のうえ決定するものとする。

１　性　能（ＪＣＭＡＳ　Ｔ００７　性能試験）

(1) 除雪幅（アングル角３０度において）	３．１ｍ以上
(2) 除雪能力（プラウ排雪）	３，３００ｔ／ｈ以上
(3) 走行速度（前進）	３０㎞／ｈ以上
（後進）	１５㎞／ｈ以上
(4) 最大けん引力	１２９．０ＫＮ以上
(5) 騒音レベル（オペレーター耳もと、無負荷、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	８５db（Ａ）以下

２　主要諸元

(1) 全　長（除雪装置地上、ストレート時）	９，０００㎜以下
〃　（プラウ接地、最大ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ時）	１０，５００㎜以下
(2) 全　幅（車両単体）	２，９００㎜以下
(3) 全　高（黄色灯火上端まで）	３，８００㎜以下
(4) 最低地上高	３００㎜以上
(5) 車両総質量	１６，５００kg以上～２０，０００kg以下
(6) 最小回転半径（最外側車輪中心）	６．５ｍ以下
(7) 乗車定員	１　人

3　車　体

(1) 機　関

ア　形　式　　水冷、ディーゼル機関

イ　定格出力　　１３０ｋW以上

(2) 動力伝達装置　　前後進、速度段の切換操作が円滑にできる構造とする

(3) タイヤ

形　式　　スノータイヤまたはスタッドレスタイヤ

(4) かじ取装置

形　式　　車体屈折式

(5) 運転室

ア　構　造　　全鋼製密閉形

イ　窓　　（前）冬用ワイパーブレード付

（後）冬用ワイパーブレード付

4　除雪装置

(1) 形　式　　油圧式汎用プラウ形

(2) 能　力

ア　切刃昇降範囲(ストレート時、切刃下端)

地下１００㎜～地上１，５００㎜以上

イ　アングリング角度　　左右各３０度以上

ウ　上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において）　４００㎜／s 以上

(3) プラウ

ア　構　造　　鋼板円筒曲面構造

イ　全　幅　　３，６００㎜以上

ウ　全　高　　１，２００㎜以上

エ　そ　り　　除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること

オ　切　刃　　ストレート形平形刃先(JIS D6101)

(4) 走行振動抑制装置

ア　形　式　　アキュームレーター式（ＯＮ－ＯＦＦ切替式）

イ　制御方法　　走行時に発生する、機体のピッチングやハウジング等の振動を低減させるため、リフトシングのボトム側油室と外部に設けたアキュームレーターを管路で連結し、アキュームレーターの緩衝作業により、機体の振動を抑制する機構。

5　計器類

(1) 運行記録計（タスクメータ可）　　１式

(2) 速度計または機関回転計　　１式

(3) 燃料計　１式
(4) アワーメータ　１式
(5) 機関油圧計又は機関油圧警告灯　１式
(6) 水温計　１式
(7) 充電警告灯　１式
(8) その他標準計器類　１式

6　照明装置類
(1) 前方作業灯　２灯以上
(2) 後方作業灯　２灯
(3) 黄色灯火（散光式）全幅１，１００㎜以上　１灯
(4) その他標準照明装置類　１式

7　付属装置及び付属品
(1) バックブザー（後方１ｍにおいて、音圧８０dB(A)以上）　１式
(2) カーヒータ（温水式、デフロスタ付）　１式
(3) ウインドウォッシャー（前面、電動式）　１式
(4) 標識板（３００×５７０㎜以上、車体後部取付）　１式
(5) 標準付属工具　１式
(6) アンダーミラー（後）　１式
(7) 取扱説明書　１部
(8) 部品表　１部
(9) 履歴簿　１部
(10) 非常用発信具（発煙筒１，赤旗１）　１式
(11) 消火器（ＡＢＣ粉末、１．８㎏以上）　１式
(12) 牽引装置　１式
(13) 座席ベルト（全席）　１式
(14) チェーン　１部
(15) 床マット　１部
(16) 性能確認書　１部
(17) その他標準付属品（ラジオ）　１式
(18) 大容量バッテリー・大容量オルタネータ　１式

8　検　査
納入検査は、寸法・外観・性能表により検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い、全般的な機能を検査する。
なお、検査に要する器具・人員等は、乙において準備するものとする。

９　保証、保険

車両の通常メンテナンスは、乙の責任において行い、自賠責保険はレンタル料に含むものとする。

10　納入台数

２台とする。

11　レンタル期間

平成２７年１１月４日から平成２８年3月３１日まで

12　納入場所

甲の指定する場所とする。

13　その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は、平成１８年度以降に製造したものでなければならない。

(2) 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

ア　黄色灯火の規格、取付位置については、昭和５５年6月５日付け、建設省機発第４７３号「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について」（以降の改正分を含む）に準じるものとする。

イ　黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう、取付部分に必要な補強を行うものとする。

(3) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など、提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(4) 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請および道路維持作業車の申請・届出については、乙が行なうものとする。また、これらにかかる費用は、乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は、甲の指示を受けるものとする。

(5) 性能確認書について

納入機が本仕様水準を満たしていることの確認書類は、公共の試験機関等が発行するものとする。なお、納入機そのものではなく、標準的な機械の性能確認書を提出する場合は、標準的な機械の性能確認書等により、問題ない旨の説明資料を提出すること。

(6) 返還について

返還する際は、納入機に破損若しくは欠品がないか、甲乙双方立会の下確認することとし、あった場合は協議のうえ修理負担額を決定する。